

北関東で酪農家を取引先として農機具の販売及び修理業を営んでいた申立人について、自治体から取引先に対し牧草利用の自粛要請があったことなどにより売上げが減少したことに関し、原発事故の影響割合を5割とする営業損害（間接損害）の賠償が認められた事例。

1082

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人有限会社 X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する（以下「本和解」という。）。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

営業損害（平成23年3月11日から平成24年2月28日）

2 和解内容

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（前項記載の損害期間に限る。）についての損害賠償として、金452万8657円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算条項

申立人及び被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1） 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対し別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- （2） 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立および内容を証するため、申立人及び被申立人は、本和解契約書を2通作成し、各自署名（記名）押印の上、各1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年6月1日

（仲介委員 山崎司平）